

## 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っている。

今年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたもので、患者にとり朗報であったが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、未だ保険適用されていない。このため、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業は、当初3年間の予定であったが、症例数において中間目標100症例達成に向け、本年度も事業を継続して行い、本年8月に遂に中間目標数を達成したところである。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
総務大臣	片山	善博	様
国土交通大臣	馬淵	澄夫	様
文部科学大臣	高木	義明	様